

青森県報

第三百九十二号

令和三年
十一月二十九日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を
改正する規則……………
(食の安全・
安心推進課) ……一

告 示

○ふるさと寄附金の収納事務の委託……………
(税 務 課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………
(障害福祉課) ……二

○肥料取締法施行細則第四条第一項の規定に基づく知事の定
める普通肥料及び表示事項の廃止……………
(食の安全・
安心推進課) ……二

○家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法の実施……………
(畜 産 課) ……二
出先機関

○土地改良区の管理規程変更の認可……………
(西北地
域
民 局) ……二

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
(管 理 院
課 局) ……三

規 則

青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和三年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十二号

青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和二十五年九月青森県規則第
八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第七条」を「第六条」に改める。
第五条を削る。

附 則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定によ
り、次に掲げる者に対し、令和三年十一月三十日から令和四年三月三十一日までの間
におけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示
する。

令和三年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 住 所 |
|----------|----------------|
| 株式会社さとふる | 東京都中央区京橋二丁目二の一 |

青森県告示第八百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|----------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションどんぐり村 | 十和田市三本木字一本木沢九三の七 | 令和 三・三・一 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ黒石一番町店 | 黒石市一番町一八九 | 〃 |
| メガ調剤薬局富田店 | 弘前市大字富田三丁目七の八 | 〃 |
| ハッピー調剤薬局十和田西金崎店 | 十和田市西二十三番町六〇の一九 | 〃 |
| ハッピー調剤薬局青森おいらせ青葉店 | 上北郡おいらせ町青葉五丁目五〇の一四八六 | 〃 |

青森県告示第八百一号

昭和五十九年三月三十一日青森県告示第二百三十九号（肥料取締法施行細則第四条第一項の規定に基づく知事の定める普通肥料及び表示事項）は、令和三年十一月三十日限り、廃止する。

令和三年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、次の

とおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和三年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 二 実施する区域
県内全域の家きんを飼養する全ての農場
- 三 実施の期日
令和三年十一月三十日から同年十二月三十一日までのいずれかの日
- 四 実施方法
消石灰等の消毒薬の家きんを飼養する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の飯詰第一頭首工管理規程の変更を令和三年十一月十九日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年十一月二十九日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十一月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十二万リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年十月二十七日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店
青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 八十七円五十六銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円